# (資料4) その他

# 平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金について

〇新型インフルエンザワクチン接種助成事業(以下、接種助成事業という。)については、「「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱」の策定について」(平成22年7月23日付健発0723第6号厚生労働省健康局長通知)の別添「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱」に基づき、昨年度と同様に、市町村は、新型インフルエンザワクチンを接種した者のうち、低所得者等の接種にかかる費用負担の軽減を行うものとしている。

〇また、「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費の国庫補助について」(平成22年7月26日付厚生労働省健発0726第1号厚生労働事務次官通知)の別紙「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金交付要綱」(以下、補助金交付要綱という。)により、上記により市町村が助成する費用に対して都道府県への国庫補助を行うものとしている。

○補助金交付要綱については、以下の事項に十分ご留意願いたい。

#### 【留意事項】

1 国庫補助事業の年度区分について

国庫補助にかかる事業の年度については、当該事業の助成対象者又は代理受領契約を締結している受託医療機関から費用の請求があった日の属する年度により区分する。(例:昨年度中に接種した者にかかる請求が、今年度にされた場合、今年度の申請により計上する。)

#### 2 交付の対象について

補助金交付要綱の3に掲げる交付の対象には、平成21年度に接種を完了した者のうち 平成22年度に新たに接種する者を含む。

- 3 平成21年度の確定及び22年度の交付申請の時期について 現在、調整中であるため、おって指示する。
- 4 補助金交付要綱の改訂について

10月以降の新たな新型インフルエンザワクチン接種事業の開始に伴い、その事業内容の変更を受け、10月1日付けで現行の補助金交付要綱を改訂する予定である。

#### 5 接種助成事業の終期について

新型インフルエンザワクチン接種事業は、平成22年度も引き続き継続しているが、平成21年度接種<u>助成</u>事業は、平成21年度末に終了し、平成22年度接種<u>助成</u>事業は、新臨時接種の開始前まで継続する。また、新臨時接種の開始後は、補助事業から負担事業へ移行することとする。

健発 0 7 2 3 第 6 号 平成 2 2 年 7 月 2 3 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱」の策定について

今般の新型インフルエンザワクチン接種に係る費用について、接種対象者のうち低所得者の実費負担による経済的負担を軽減するため、別添「平成22年度インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱」を策定し、平成22年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、貴管内の市町村への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期するようお願いしたい。

#### 平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱

#### 1 月 的

新型インフルエンザ(A/H1N1)については、感染による死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することを目的として、国が定める接種対象者(「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱」(厚生労働省発健1013第3号平成21年10月13日厚生労働事務次官)第3の2に基づき接種する者をいう。以下同じ。)に対し、新型インフルエンザワクチン接種を実施する。

新型インフルエンザワクチン接種については、個人の重症化の防止を主たる目的とすることから、接種を受ける者又はその保護者から、実費相当額(ワクチン代、接種に要する費用等。原則として全国一律の額)を徴収する。

その際、接種対象者のうち低所得者の実費負担については、予防接種法の定期接種における実費負担免除の考え方に準じ、市町村民税非課税世帯を念頭に、ワクチン接種の実費負担による経済的負担を軽減することを目的として、その費用を助成する措置を講ずる。

#### 2 実施主体

市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

#### 3 実施事業

市町村は、新型インフルエンザワクチン接種を受ける接種対象者のうち、当該市町村が定める低所得者等が受託医療機関等において、ワクチンの接種を受けた際に支払う実費負担について、その費用の全部又は一部を助成する措置を講じる。

#### 4 事業実施上の留意事項

市町村は、費用助成を行う対象者や助成の金額、事業実施方法を決定するに当たっては、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 当該市町村に居住する住民を対象とすること
- (2) 今回の費用助成の範囲については、国においては、国が定めた接種対象者のうち、生活保護世帯に属する者及び市町村民税非課税世帯に属する者のワクチン接

種に係る実費負担の全額を助成することとしているが、各市町村の実情に応じ、 対象者や助成の金額を別に定めることができるものとすること

(3)事業の実施方法については、医療機関の窓口で一定の証明書を提示すること等により、助成対象者であることを確認した場合には、実費負担の全部又は一部を徴収しないこととし、その費用について、請求に応じ、市町村が医療機関に支払う方法(代理受領方式)が望ましい。ただし、様々な事情により、この方式がとれない場合や代理受領契約を締結していない医療機関で接種を受けた場合等については、市町村の窓口で、実費負担に係る領収書等を提示した場合にその額の全部又は一部を支払う方式(償還払い方式)とする。

#### 5 経費の負担

この実施要綱に基づき市町村が実施する事業に要する経費に対して都道府県が補助する額については、厚生労働大臣が別に定める「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行う。



厚生労働省発健 0 7 2 6 第 1 号 平成 2 2 年 7 月 2 6 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次



平成22年度新型インフルエンザワクチン接種 助成費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金交付要綱」により行うこととされ、平成22年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村等に対する周知への配慮をお願いするとともに、その実施に遺漏なきを期するようお願いしたい。

## 平成22年度新型インフルエンザワクチン接種 助成費臨時補助金交付要綱

#### (通 則)

1 平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金については、予算の 範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働 省所管補助金等交付規則(平成12年 厚生省 労働省 令第6号)の規定によるほか、この交付 要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

2 この補助金は、平成21年10月13日厚生労働省発健1013第3号厚生労働事務 次官通知「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要 網」に基づき、新型インフルエンザワクチンを接種する事業において、被接種者から徴 収する実費負担について、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が市町村民税非課税世 帯(被保護世帯等(当該接種者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生 活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている場合及び中国残留邦 人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付を受け ている場合をいう。)を含む。)に属する者(以下「低所得者」という。)を念頭に、 市町村ごとに定める対象者(以下「負担軽減対象者」という。)の費用の助成に要する 経費について、補助することを目的とする。

#### (交付の対象)

3 この補助金は、平成21年10月30日厚生労働省健発1030第6号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成21年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱」及び平成22年7月23日厚生労働省健発0723第6号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱」に基づき、市町村が助成する費用に対して都道府県が行う補助事業(ただし、事務費は除く。)を交付の対象とする。

#### (交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に

- 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して 少ない方の額を選定する。
- (2) (1) により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを 比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額と、都道府県が補助した額とを比較して 少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

							·	
1 区分	2 基 準 額	3	対	象	経	_費	4 補助率	<u> </u>
新型インフル	管内市町村ごとに次の(1)、	新型	世イン	シファ	ルエ:	ンザワ	2/3	}
エンザワクチン	(2)及び(3)により算定した	クチン	ノを打	妾種~	する!	事業に		
接種助成費臨時	額の合計額	おいて	こ、行	<b>萱内</b> で	<b></b> 市町	すごと		
補助金		に定め	りる1	負担輔	圣减之	付象者		
	(1)優先接種対象者のうちの2回	のワク	ナン	ノのほ	<b>実費</b>	負担に		
	接種対象者	係る費	月月	<b></b> 助成し	こ要っ	する経		
	ア. 当該市町村における国が定	費(た	こだし	✓、 <sup>및</sup>	事務費	貴は除		
	める優先接種対象者のうちの	<) σ	合記	十額				
	低所得者の接種者数が把握で					,		
	きる場合						,	
	6,150円×(当該市町村における							
·	国が定める優先接種対象者のうち							
	の低所得者の接種者数)				,			
	イ. 当該市町村の人口に占める					:	,	
	低所得者の割合が算出できる							
	場合							
	6,150円×(当該市町村のおける							
·	国が定める優先接種対象者数)×							
	((都道府県内の優先接種対象者の							
	接種者数) ÷ (都道府県内の優先接							
	種対象者数))×(当該市町村の人口							
	に占める低所得者の割合)×((優先					-		
	接種対象者に占める低所得者の割		٠					
	合(0.27))÷(全人口に占める低所			٠				
	得者の割合(0.22)))							
	ウ. 当該市町村の人口に占める							
	低所得者の割合が算出できな	•						
	い場合					İ		

6,150円×(当該市町村における 国が定める優先接種対象者数)× ((都道府県内の優先接種対象者の 接種者数)÷(都道府県内の優先接 種対象者数))×(全人口に占める低 所得者の割合(0.22))

- (2)優先接種対象者のうちの1回 接種対象者
- ア. 当該市町村における国が定める優先接種対象者のうちの 低所得者の接種者数が把握で きる場合
- 3,600円×(当該市町村における 国が定める優先接種対象者のうち の低所得者の接種者数)
- イ. 当該市町村の人口に占める 低所得者の割合が算出できる 場合
- 3,600円×(当該市町村における 国が定める優先接種対象者数)× ((都道府県内の優先接種対象者の 接種者数)÷(都道府県内の優先接 種対象者数))×(当該市町村の人口 に占める低所得者の割合)×((優先 接種対象者に占める低所得者の割 合(0.27))÷(全人口に占める低所 得者の割合(0.22)))

- ウ. 当該市町村の人口に占める 低所得者の割合が算出できな い場合
- 3,600円×(当該市町村における 国が定める優先接種対象者数)× ((都道府県内の優先接種対象者の 接種者数)÷(都道府県内の優先接 種対象者数))×(全人口に占める低 所得者の割合(0.22))
- (3)優先接種対象者以外の者 ア. 当該市町村における国が定 める優先接種対象者以外の者 のうちの低所得者の接種者数 が把握できる場合
- 3,600円×(当該市町村における 国が定める優先接種対象者以外の 者のうちの低所得者の接種者数)
- イ. 当該市町村の人口に占める 低所得者の割合が算出できる 場合
- 3,600円×(当該市町村における 国が定める優先接種対象者以外の 者の数)×((都道府県内の優先接種 対象者以外の接種者数)÷(都道府 県内の優先接種対象者以外の者の 数))×(当該市町村の人口に占める 低所得者の割合)×((全人口に占め

る低所得者の割合(0.22))÷(優先 接種対象者に占める低所得者の割 合(0.27)))

- ウ. 当該市町村の人口に占める 低所得者の割合が算出できな い場合
- 3,600円×(当該市町村における 国が定める優先接種対象者以外の 者の数)×((都道府県内の優先接種 対象者以外の接種者数)÷(都道府 県内の優先接種対象者以外の者の 数))×(全人口に占める低所得者の 割合(0.22))
- \* 人口・・・平成21年10月1日現在 の 各市町村の人口
- \* 各市町村の状況に関して、イを選択するときは、(1)、(2)、(3)ともにイを 選択しなければならない。

#### (交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1)事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣 の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書 を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書

及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その 承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (5) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、(1) から(4) までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において「事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「補助金」とあるのは「間接補助金」と、「別紙様式第1による調書」とあるのは「別紙様式第1に準じた調書」と読み替えるものとする。
- (6) (5) により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (7) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、 当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければ ならない。
- (8) 間接補助事業者が(5)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部 又は一部を取り消すことがある。

#### (申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

#### (変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を 行う場合には、6に定める申請手続に従い平成23年1月31日までに行うものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

8 厚生労働大臣は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して原則として2月 以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

#### (補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

#### (実績報告)

10 この国庫補助金の事業実績報告は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した 日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受 理した日から起算して1か月を経過した日)又は平成23年4月8日のいずれか早い日 までに別紙様式第3による報告書に関係する書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

#### (補助金の返還)

11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

#### (その他)

12 特別の事情により4、6、7、及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

### 平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金調書

· 国			(都道府県: 										
歳出予算科目 決				歳 入		歳出							
	交付 決定額	補助率	科目	予算現額	収納済額	科目	予算現額	うち国庫 補助金 相当額	支出済額	うち国庫 補助金 相当額	翌年度繰越額	うち国庫 補助金 相当額	備考
(項)感染症対策費	円	-		円	円		円	円	Pi ·	円	円	円	
(目)新型インフルエン ザワクチン接種 助成費臨時補助金													
				,									
		· -											

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- (注)補助事業者は、間接補助金の交付決定に当たっては、間接補助事業者に対して間接補助金のうち国庫補助金に相当する額、その他この調書の作成上必要な事項を指示すること。